

高知県生産性向上計画認定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、生産性向上に取り組む県内企業を支援することを目的とし、令和2年度以降の高知県中小企業設備資金利子補給制度要綱に定める生産性向上計画を認定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「中小企業者等」とは、次に定める者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める者（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うもの。）

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に定める者のうち、信用協同組合を除いた者

(2)「事業戦略」とは、企業理念、企業使命、自社を取り巻く外部環境・内部環境、5年後の目標、5年程度の売上と利益の目標を実現するための課題目標を記載したもので、公益財団法人高知県産業振興センター内の事業戦略支援会議において認定されたものをいう。

(3)「経営計画」とは、企業概要、事業コンセプト、自社を取り巻く外部環境・内部環境、中長期目標、3～5年程度の売上と利益の目標を実現するための課題目標を記載したもので、商工会・商工会議所が認定したものをいう。

(4)「生産性向上計画」（以下、「計画」という。）とは、申請企業の規模や生産品目に応じた導入設備の選定、工場のレイアウト設計、また導入によって見込まれる効果等を定量的に示した書類一式（根拠書類含む）のことをいう。

(5)「労働生産性」とは、製造原価及び販管費に係る人件費と減価償却費に営業利益を加え、それを労働投入量で除した値をいう。

(6)「労働投入量」とは、従業員数又は従業員数に一人あたりの年間就業時間を乗じた値をいう。

(申請の要件)

第3条 本制度に申請できる者は、次のすべてを満たす者とする。

(1) 県内で製造業を営む中小企業者等であること。

(2) 第2条第2号又は第3号に該当する書類を作成している者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。この号において、暴力団、暴力団員等その他の用語については、同条例の用語に同じ。）第18条又は第19条の

- 規定に違反した事実があるとき。
- イ その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
 - ウ 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - エ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - カ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - キ 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - ク その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - ケ その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（計画の認定の申請）

第4条 計画の認定を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に、次の書類を添付し、知事に提出するものとする。

- （1）事業戦略または経営計画
- （2）会社パンフレット
- （3）定款又は登記事項証明書
- （4）直近2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等）
- （5）その他、知事が必要があると認める書類

（計画の要件等）

第5条 知事は、提出された申請書の計画が（1）及び（2）に掲げる要件等に適合していると認められる場合は、当該申請書等の内容について、第6条に規定する審査会の審査にかけるものとする。

（1）計画の内容

以下の①から③のいずれかの内容を含むもので、この計画の実施により企業の生産性の向上に資するものをいう。

- ①生産効率の向上又は省力化のために実施する具体的な計画の内容
 - ②品質または精度の向上のために実施する具体的な計画の内容
 - ③新たな製品・技術の開発等による付加価値向上のために実施する具体的な計画の内容
- (2) 計画に掲げる目標
- 計画期間は5年とし、認定申請時あるいは直近の労働生産性と比した「労働生産性増加率」について、計画期間である5年後までの伸び率は15%以上であること。

(審査会の設置)

第6条 県は、認定を受けようとする中小企業者等から提出された生産性向上計画の妥当性等を審査するために、「高知県生産性向上計画認定審査会」(以下、「審査会」という。)を設置するものとする。

(1) 審査会による審査方法等は、別に定める「高知県生産性向上計画認定審査要領」により行うものとする。

(2) 知事は、前号の規定による審査結果について、審査会から報告を受けるものとする。

(認定手続)

第7条 知事は、審査会による審査結果を踏まえ、適当であると認められる場合は、生産性向上計画の認定を行うものとし、別記第2号様式により申請者へ通知するものとする。

(生産性向上計画の変更等に係る申請手続)

第8条 前条により認定された中小企業者等(以下、「認定事業者」という。)の生産性向上計画の変更申請は、別記第3号様式により行うものとする。

2 知事は、提出された変更申請書の計画の内容が第5条の要件等に適合しているか否かについての審査は、第6条、第7条の手続きを準用して行うものとし、結果は、別記第4号様式により申請者へ通知するものとする。

3 計画の変更をする場合であっても、同一年度内における実施時期の変更、企業全体の生産性に影響を及ぼさないような機種又は台数の変更、単価の増減等、認定された計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、計画変更手続きを要しないものとする。

(認定の取消し)

第9条 知事は、認定事業者において計画に沿った事業が行われていない等、計画の達成が困難と認めるときは審査会に意見を求め、審査会が同様の判断である場合は、認定を取り消すことができるものとする。

(調査)

第 10 条 知事は、認定事業者に対し、その生産性向上計画の達成状況等を把握するための調査を随時行うことができる。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。